

人権啓発 センター だより



令和7（2025）年
第85号 4・20発行

発行 別府市人権啓発センター
〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号
TEL 0977-23-6163
FAX 0977-23-6226
E-MAIL beppu-jinken@tuba.ocn.ne.jp



©Team Beppyon

令和7（2025）年度センター各種講座のご案内

別府市人権啓発センターでは、地域の皆さまが部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題に関心を持ち、自己啓発の機会になることを願って、人権の学習と、ものづくりを行う講座を開催しています。参加を希望する方は、お電話でのご連絡をお願いします。皆さまの多数のご参加をお待ちしております。



じんけんふれあい教室（年8回）開催時間10：00～12：00

参加者が、出会い、ふれあい、楽しみながら、地域の人々となつがれるような活動を通して、人権が尊重されるコミュニティづくりの一助になるよう、人権学習とものづくりの講座を行います。

開催日時	テーマ	講師	持ちもの	負担金	募集人数
5月15日(木)	お手軽簡単絞り染め	竹川 美砂恵さん	●白い布(シャツ等は、一度洗濯して、アイロンは掛けずに持参)	500円	10名
6月 3日(火)	毛糸で作る鳥	安藤 俊二さん	●ハサミ (切れ味の良いもの)	100円	10名
7月 8日(火)	絵手紙(暑中見舞い)	原野 彰子さん	なし	500円	10名

市民人権講座（年7回）開催時間10：00～12：00

部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人、医療、性的少数者、さまざまな人権問題について専門講師が分かりやすく説明し、市民一人ひとりが人権意識を高めていただくことを目的としています。

開催日時	テーマ	講師
6月24日(火)	部落差別問題	映画『破戒』(2022年)【字幕あり】
7月23日(水)	医療をめぐる人権問題	渡邊 明子さん

じんけん出前講座 講座時間は60分程度 平日9：00～17：00の間で実施。

みなさんのもとへ講師を派遣し、ご希望のテーマに沿った人権研修をお届けします。
無料出張します！ あらゆる集まりにぜひご活用ください！まずは下記にお問い合わせください。



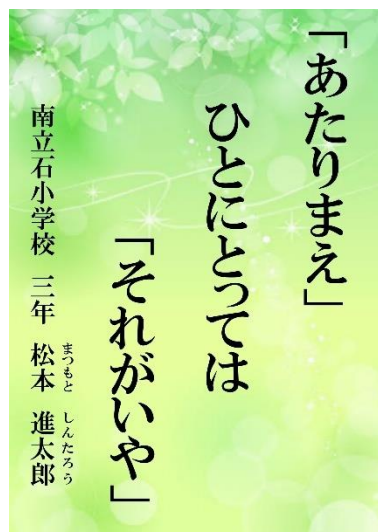
PTA保護
者研修で

企業・団体の
職員研修で

地域の
集まりで

別府市共生社会実現・部落差別解消推進課
TEL 0977-21-1291
別府市人権啓発センター
TEL 0977-23-6163

令和 6 年度 別府市小・中学生人権作品 入賞作品紹介(人権標語)



別府市長賞

南立石小学校 3 年

まつもと しんたろう
松本 進太郎さん



別府市教育長賞

鶴見小学校 5 年

ぎょうぶ こはる
行部 心晴さん



別府市人権問題

啓発推進協議会長賞

鶴見台中学校 1 年

まつざき はるさん
松崎 はるさん

情報流通プラットフォーム対処法(通称：情プラ法)が 4 月 1 日に施行されました
～インターネット上の誹謗中傷や権利侵害情報への対応を強化するため、プロバイダ責任制限法を改正～

●SNS などを運営する大規模プラットフォーム事業者に対し、誹謗（ひぼう）中傷などの投稿への迅速な対応並びに誹謗中傷投稿に係る削除対応及び削除件数等の対応状況の公表を義務づけました。

大規模プラットフォーム▼

Instagram・X (旧 Twitter)・Facebook・LINE・TikTok・YouTubeなどが該当します。

●誹謗中傷などで権利を侵害された本人からの削除の申し出に対し、事業者が 7 日以内に対応を判断して被害者に通知することを義務づけます。

●事業者は法律に基づき、削除やアカウントを停止した件数や削除しなかった理由、日本語を理解する投稿管理者の人数などの運用状況を年 1 回公表することが求められます。さらに違法情報の削除促進も含まれており、名誉毀損やプライバシー侵害、違法薬物や闇バイトの募集などが削除対象として例示されています。

●事業者の対応が不十分な場合は総務相が勧告・命令を出し、従わない場合には最大 1 億円の罰金を科します。

この法律により、SNS 上での誹謗中傷被害が減少し、より安全で信頼できるプラットフォームの提供が期待されています。

安易な書き込みでほかの人の人権を傷つけないために、インターネットの特性を踏まえた上で、インターネット上で起こり得る人権侵害について理解を深め、一人ひとりがルールやモラルを守って利用することが大切です。